

平成21年度から適用される

税制改正



◎ 寄附金税制の拡充

控除額および控除方式の変更

平成20年度までは、控除対象寄附金額から10万円を差し引いた額を所得から控除していましたが(所得控除)、平成21年度より、次の計算式により計算される金額を税額から控除するようになります。

((控除額計算式))

$$\text{控除額} = \text{① 基本控除額} + \text{② 特例控除額}$$

$$\text{① 基本控除額} = (\text{控除対象寄附金額} - 5,000\text{円}) \times 10\%$$

$$\text{② 特例控除額} = (\text{都道府県または市区町村への寄附金額} - 5,000\text{円}) \times$$

$$(90\% - \text{所得税の限界税率})$$

※限界税率とは、実際にそれぞれの納税者の方に適用される所得税の最高税率をいい、課税所得金額により5~40%と異なります。

特例控除額の創設

控除の額は基本控除額と特例控除額の合計となります。基本控除額の計算式にある10%の内訳は、町民税6%県民税4%です。特例控除額は都道府県又は市区町村への寄附金のみを対象とし、住民税所得割の10%を限度とします。

対象寄附金範囲の拡大

現在は都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会及び住所地の日本赤十字社支部への寄附金にだけ認められている控除対象寄附金に、住所地の都道府県・市区町村が条例により指定した寄附金が追加されます。(町が指定した寄附金は町民税から、県が指定した寄附金は県民税から、それぞれ控除します。)

限度額の引き上げ

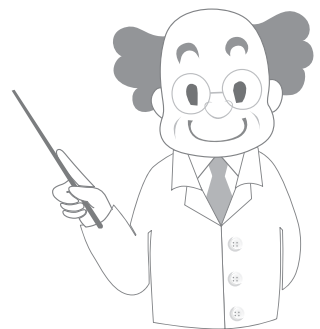
税額控除の対象となる寄附金限度額は総所得金額等の25%から30%に引き上げられます。

◎ 公的年金からの特別徴収(年金からの天引き)の開始

公的年金から特別徴収する税額は、公的年金の所得に係る税額分のみを年金から徴収

公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図るため、公的年金からの住民税の特別徴収(年金からの天引き)を10月支給分より開始します。

対象者は、前年中に公的年金の支払いを受けた方で、当該年度の4月1日に年額18万円以上の老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方です。



特別徴収を開始する平成21年度における徴収

税 額	普通徴収		特別徴収		
	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
年税額の	年税額の	年税額の	年税額の	年税額の	年税額の
1/4	1/4	1/6	1/6	1/6	

● 年度前半において年税額の1/4ずつを、6月・8月に普通徴収により徴収

● 年度後半において年税額から普通徴収した額を控除した額を、10月・12月・2月における老齢基礎年金等の支払いごとに特別徴収により徴収